



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所

〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

[http:// www.okamoto-pat.jp/](http://www.okamoto-pat.jp/)

2019 NOVEMBER / 223号

★ 英国のEU 離脱（BREXIT）と欧州共同体の商標及び意匠 ★

これを書いている時点では不明確な点が多いのですが、英国のEU 離脱は本年10月31日には行われず、来年1月31日まで再延期されるようです。離脱交渉で合意が成立するかどうか不明です。しかし、いずれにせよ離脱が発効したときに欧州共同体の商標及び意匠が離脱日以降にどのように取り扱われるのか、については明確になってきました。

1. 欧州共同体商標

発効日以降、全ての欧州共同体登録商標は、英国に国内出願・登録されたものとして取り扱われます。全ての登録は同等の英国国内商標として英国登録簿に移行登録されます。この移行登録は、権利者が手続しなくても、自動的にかつ無償で行われます。

欧州共同体商標が出願中でまだ登録になっていない場合には、出願人は離脱日から同一商標、同一商品・役務若しくは欧州共同体に包含されている商品・役務の一部につき、英国国内商標出願をすることができます。この場合は、代理人費用はもちろん、英国政府費用も必要です。その英国国内商標出願が、離脱日から9カ月以内になされた場合には、欧州共同体出願の出願日、優先日、さらに、英国国内登録に基づくシニオリティが伴う場合にはシニオリティの日を保持することが可能です。

2. 欧州共同体意匠

欧州共同体登録商標とよく似ています。離脱日に登録され公告されている欧州共同体登録意匠は自動的に無償で英国知的財産庁の登録簿に英国国内意匠として移行登録されます。

欧州共同体意匠が出願中でまだ登録になっていない場合には、出願人は離脱日から9カ月以内に同一意匠につき、英国国内意匠出願をすることができます。

その他、欧州共同体には、登録されていない意匠を「非登録意匠権」として最初の開示から3年間保護するという独特の制度があります。その非登録欧州共同体意匠についても、離脱日以降、自動的に英国国内において有効な権利となります。離脱日後に創作された意匠については、非登録の欧州共同体意匠と同等の新たな権利を英国政府は創設することになっています。この新たな権利は補完的未登録意匠権 (supplementary unregistered design: SUDR) と呼ばれます。

3. 注意点

移行登録後、移行証明書は発行されませんので、本当に移行登録されているのか各自で調査確認する必要があります。(当所を通じて登録されたものについては、当所において調査してご報告しようと思っています。)

移行登録は原簿上の代理人記載についても行われるそうですので、なにもしなければ、例えばドイツ代理人が新設された英国の商標・意匠原簿上にそのまま記載されることとなります。改めて英国代理人を指定しなおすかどうか決める必要があります。

離脱日に出願中で未登録だった商標・意匠について、離脱日から9カ月以内に上記英国国内商標・意匠出願を行うかどうかを決定しなければなりません。

ライセンス許諾、移転、担保権設定等の登録可能な取引の登録は、自動的に欧州共同体登録簿から英国知的財産庁の登録簿に移行しないので、離脱日から12カ月以内に英国知的財産庁に登録手続きを取る必要があります。更新登録についても、離脱日以降、個別に更新登録する必要があります。